

## 与論町ホームページ広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、与論町有料広告掲載に関する規程(平成23年与論町訓令第3号。以下「広告規程」という。)に基づき、町のホームページに掲載する広告に関して必要な事項を定めるものとする。

(広告の規格及び掲載位置)

第2条 広告の規格は、次のとおりとする。

(1) バナー広告の大きさは、縦50ピクセル、横146ピクセルとする。

(2) バナー広告の形式はG I F又はJ P E Gとする。

2 広告の掲載位置は、広告スペース部分とする。

(広告の掲載料金)

第3条 広告の掲載期間は原則とした1月単位とし、掲載料金は1枠当たり月額5,000円(消費税及び地方消費税を含む)とする

2 掲載料金は、6箇月以上連続の申込みの場合はその5パーセントを減免し、12箇月連続の申込みの場合はその10パーセントを減免する。

3 料金の支払いは、郵送された納入通知書により指定された口座へ振り込むか直接会計へ納入するものとする。

(広告内容)

第4条 広告のデザイン及び内容等は、与論ホームページのイメージを損なうことのないよう、広告主と調整してから掲載するものとする。

(広告原稿の作成)

第5条 広告原稿は、町が指定する方法により広告主の負担で作成し、掲載希望日の10日前までに、広告規程に規定する有料広告掲載申込書及び原稿ファイルを添付しメール送信するものとする。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。